

北海道立消費生活センターって?

北海道立消費生活センターでは、消費者からの相談を受け付けている「消費生活相談」のほか、商品事故の原因究明や生活用品・食品等の品質や安全性を確かめる「商品テスト」、消費生活に関する啓発講座等の「消費者教育啓発」を実施しています。

随時見学を受け付けています。

1Fに展示ホールも設置しています。



北海道消費者教育PRキャラクターのご紹介



北海道消費者教育PRキャラクター

かしこしか

北海道の消費者教育の啓発に使命感を感じ、立ち上がった賢い鹿。よりよい行動を实践した人をあたたかく讃えたりときには愛のある叱咤を送って消費者を導きます。座右の銘は「鹿を追う者は山を見ず」※

※利益を得ることに熱中している者が道理を見失うたとえ。

北海道消費者教育PRキャラクター

ちえ子さん

色々なことを知っているちえ子さん。マイバッグの中に「? (はてな)」を持っていて、いざというときに「あっ ちょっとまって」と「? (はてな)」を差し出して立ち止まって考える時間を与えてくれます。

あっ
ちょっとまって



開館時間 午前9時～午後5時

相談受付 午前9時～午後4時30分

※土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

アクセス J R…札幌駅南口から徒歩10分

地下鉄…南北線・東豊線「さっぽろ」駅下車、10番出口から徒歩8分

困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう!

相談専用電話

☎050-7505-0999

受付時間 平日/午前9時～午後4時30分

メール相談も受け付けています。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟

TEL(代表):011-221-0110

FAX:011-221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

北海道立消費生活センター



指定管理者：一般社団法人北海道消費者協会
〒061-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟
TEL(代表):011-221-4217

設置者：北海道環境生活部くらし安全局消費安全課
TEL(代表):011-231-4111

消費生活の 安全・安心な 社会をつくる



北海道立消費生活センター

Hokkaido Consumers Affairs Center

消費者が主役となり、安全で安心な消費生活を実現し豊かな社会を目指します。

北海道立消費生活センターの主な仕事

1 消費者被害の救済

悪質商法による被害や商品事故の苦情・問い合わせなどの消費生活に関する相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や情報の提供をまた、必要に応じてあっせん等を行います。



2 消費者被害の拡大防止

消費者からの苦情相談で受け付けた相談事例等を分析し、情報提供を行うことにより、被害の未然防止や拡大防止に努めています。さらに同様の事例が頻発し、法規制や制度の問題などが考えられる場合は、事業者や関係省庁に情報提供等を行うこともあります。

3 市町村消費者行政・消費者団体への支援

市町村が受け付けた消費生活相談に対する対応方法のアドバイスや商品事故の原因究明、相談事例等の情報提供を通じて市町村の消費生活相談窓口の支援を行っています。



4 消費者教育・消費者啓発

各種啓発資料の作成のほか、一般消費者を対象とした講座の開催やパネル展示会、各種団体・学校等への講師派遣などを実施し、消費者啓発に努めています。また、市町村や消費者団体に対しパネル・DVDの貸し出しなども実施しています。



5 苦情品の依頼テスト

製品事故の原因究明をはじめ衣食住、消費生活に関する幅広い商品を対象に安全性・品質・性能など生活実態に即したテストを実施し、相談解決の一助を担っています。また、買い物相談や専門的な技術相談にも対応しています。

6 商品の試買テスト

新しい商品や関心の高い商品を買上げ、品質や安全性に問題がないか比較テストを行っています。結果は広報誌などを通じて消費者へ情報提供し、問題などがあつた場合、メーカーへの改善要望なども行っています。